

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人博愛会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 鹿児島県鹿児島市松原町3番31号
- (3) 設立認可年月日 昭和28年1月23日
- (4) 設立登記年月日 昭和28年1月28日
- (5) 役員

	氏名	備考
理事長	相良 吉昭	相良病院 管理者
理事	相良 正子	
同	土持 進作	さがらパス通りクリニック 管理者 放射線診療センター長
同	松枝 文子	
同	知覧 泰児	
同	福元 紳一	
同	畑山 博	
同	安田 雅朗	
同	松永 裕之	
同	光山 昌珠	
同	山口 浩宣	
監事	松田 将紀	
監事	織田 正洋	

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第47条第1項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第49条の4参照）

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	相良病院	鹿児島県鹿児島市松原町3番31号	一般病床 80床
診療所	さがらパース通りクリニック	鹿児島県鹿児島市新屋敷町26番13号	一般病床 18床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
不動産業（賃貸）	鹿児島市松原町3-31	テナント
不動産業（駐車場）	鹿児島県鹿児島市樋之口町3番28号 鹿児島市松原町2番16号	テナント 駐車場業
飲食サービス業（配達飲食サービス業）	鹿児島市松原町3-31	
飲食サービス業（喫茶店）	鹿児島市松原町3-31	

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和3年 6月30日 決算の承認、定款の一部変更の承認
 令和4年 1月18日 定款の一部変更の承認
 令和4年 3月24日 予算の承認

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(7) そ の 他

以上

様式第三号

法人名 社会医療法人博愛会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県鹿児島市松原町3-31

財 産 目 録
(令和 4年 3月31日現在)

1. 資 産 額	10,837,565 千円
2. 負 債 額	10,071,733 千円
3. 純 資 産 額	765,832 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,841,767
B 固 定 資 産	8,995,797
C 資 産 合 計 (A+B)	10,837,565
D 負 債 合 計	10,071,733
E 純 資 産 (C-D)	765,832

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 社会医療法人博愛会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県鹿児島市松原町3-31

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,841,767	I 流動負債	1,445,435
現金及び預金	904,854	買掛金	186,700
事業未収金	796,910	短期借入金	849,504
有価証券	9,827	未払金	46,090
たな卸資産	78,226	未払費用	167,997
前払費用	7,097	未払法人税等	71
その他の流動資産	44,852	未払消費税等	23,361
II 固定資産	8,995,797	預り金	36,478
1 有形固定資産	8,500,172	賞与引当金	134,906
建物	5,608,789	その他流動負債	325
構築物	61,569	II 固定負債	8,626,298
医療用器械備品	428,717	長期借入金	8,314,699
その他の器械備品	285,469	退職給付引当金	201,183
車両及び船舶	40,500	長期未払金	106,388
土地	2,075,125	その他の固定負債	4,027
2 無形固定資産	87,021		
借地権	222	負債合計	10,071,733
ソフトウェア	85,029		
その他の無形固定資産	1,769	純資産の部	
3 その他の資産	408,603	科目	金額
長期貸付金	25,850	I 積立金	765,832
敷金	980	設立等積立金	362,240
保険積立金	178,622	繰越利益積立金	403,591
繰延消費税等	191,795		
長期前払費用	9,210	純資産合計	765,832
その他の固定資産	2,144		
資産合計	10,837,565	負債・純資産合計	10,837,565

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金をするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 社会医療法人博愛会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県鹿児島市松原町3-31

損益計算書

(自令和3年4月1日至令和4年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		5,536,325
2 事業費用		
(1) 事業費	5,787,533	
(2) 本部費	△1,800	
本来業務事業損失		249,407
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		10,937
2 事業費用		46,903
収益業務事業損失		35,965
事業損失		285,373
II 事業外収益		
受取利息	721	
その他の事業外収益	20,571	
事業外収益		21,292
III 事業外費用		
支払利息	21,967	
その他の事業外費用	1,342	
事業外費用		23,310
経常損失		287,391
IV 特別利益		
固定資産売却益	6,980	
その他の臨時収益	4,849	
特別利益		11,830
V 特別損失		
その他の特別損失	29,283	
特別損失		29,283
税引前当期純損失		304,844
法人税、住民税及び事業税		71
当期純損失		304,915

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合は、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 社会医療法人博愛会
所在地 鹿児島県鹿児島市松原町3-31

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

(単位：千円)

種類	名称	所在地	資産総額	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
理事長が取引先の代表理事である	一般社団法人さがらウイメンズヘルスケアグループ	鹿児島市樋之口町3-28 2階	585,773	医薬品卸売業	医薬品・医療器械の購入	医薬品・医療器械の購入	1,481,574	買掛金	126,370

取引条件および取引条件の決定方針等

関係事業者からの医薬品等の購入に関する取引価格は市場実勢を勘案して決定し、支払条件は翌月末銀行振込であります。

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人博愛会
理事長 相良 吉昭 殿

私たちは、社会医療法人博愛会の令和3年会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年6月 24 日

社会医療法人博愛会

監事

監事